

## はじめに

平成24年3月28日に、ついに、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下、「労働者派遣法」という）の改正法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、改正された同法を「改正法」という）が成立し、同年4月6日に公布されました。

改正法は、昭和60年の労働者派遣法成立以来の規制緩和の路線（後述するように、平成2年の改正を経て、今までは、基本的に、一定の歯止めや労働者保護規制の網をかけながらも、対象業務の拡大や派遣期間の拡大等のその適用範囲を拡大する規制緩和の方向で、平成11年、さらに、同15年に改正され、同16年3月1日から、いわゆるメーカー派遣といわれる製造業への派遣の解禁がなされ現在に至る規制緩和の流れ）を、政府案からの大きな後退があるものの、派遣労働者保護のための規制強化に向け大きく舵を切った大改正です（労働者派遣法の従前の改正経緯とその概要と問題点については岩出誠『実務労働法講義』上巻、267頁以下、民事法研究会、第3版、2010年）。

そこで、以下、改正への背景、経緯等を踏まえ、改正法につき、改正の内容、企業の実務への影響とそれへの実務対応上の留意点を検討することとします。本書の脱稿段階時には、改正法が成立し、国会での附帯決議や改正法案提出時の労政審議会での各報告等を踏まえた関連する通達（すでに、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律について」平24.4.6基発0406第1号、職発0406第7号（以下、「改正通達」という）「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令等の制定について」平成24.8.10職発0810第1号（以下、「改正施行通達」という）等が発出されている）、労働者派遣則・労働者派遣令・指針等の改正もなされており、ここでは、これらの改正労働者派遣則等も紹介します。しかし、最終的には、本書脱稿後に示された、それらを集約した労働者派遣事業関係業務取扱要領（以下、「要領」という）の改正が、

平成24年8月19日に公表され、企業の実務対応にはそれらへのフォローが不可欠であることは当然です。また、すでに厚生労働省ホームページに改正法の説明会資料（平成24年労働者派遣法改正の概要。以下、「説明会資料」という）や「改正に関するQ & A」などが公表されており、これらも要領の大意を示しています。

### 平成24年労働者派遣法改正の背景

改正法の成立経緯を概観すると、まず、平成20年7月28日付厚生労働省「労働力需給制度部会」の「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会報告書」（以下、「20研究会報告」という）を踏まえた平成20年9月24日付同部会の「労働力需給制度部会報告」（以下、同部会を「部会」、同報告を「20部会報告」という）を受けて、平成20年臨時国会において、大手派遣会社の事業停止命令や免許取消しにまで進んだ日雇派遣問題を大きな契機として、ワーキングプア問題と二重派遣や派遣禁止業等のコンプライアンス問題の多発などへの対応として提出された改正労働者派遣法案（以下、「20年法案」という）には、日雇派遣を専門的な18業務を除いて原則として廃止するほか、登録型派遣の常用化の促進、派遣労働者の待遇の確保のために派遣会社が労働者からとる手数料の明記やグループ企業内の派遣会社が1事業年度中にグループ企業に派遣する人員の割合を8割以下とする義務を課す等の多くの改正が盛り込まれていました。また、同国会には、民主党・社民党・国民新党案による26専門業務等以外の登録型派遣の原則禁止等を含んだ改正案（以下、「3党案」という）も提出されてきました。しかし、両法案は廃案となりました。それと前後して、平成21年の自民党・公明党政権から民主党・社民党・国民新党への政権交代により、20年法案を大幅に改正し、3党案を修正のうえ提出された改正案に対して、他方で、派遣労働への規制強化により、企業の国際競争力の低下への懸念が高まるなど、同法の全体的見直し論が与党の一部や厚生労働大臣まで巻き込んで騒然となりましたが、平成21年12月28日、部会の同日付「今後の労働者派遣制度の在り方について」の部会報告（以下、「21部会報告」という）を受けて（同報告の全文については、厚生労働省ホー

ムページ参照)、さらに国会での修正を経て、平成24年通常国会で以下のような経済界へ大幅に譲歩した内容による改正法が成立したものです。

### 政府案の骨子

改正案提案理由については、20年法案と同じで、「近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う必要」とされてきました。

前述のとおり、20年法案と3党案を相互に修正のうえ、労働政策審議会での労使の妥協に加えて、閣内調整の未提出された改正法案の概要は、厚生労働省ホームページ記載の図解によれば下記のとおりです。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。

事業規制の強化

いわゆる「派遣切り」の多発や、雇用の安定性に欠ける派遣形態の横行

- ・登録型派遣の原則禁止（専門26業務等は例外）
- ・製造業務派遣の原則禁止（常時雇用（1年を超える雇用）の労働者派遣は例外）
- ・日雇派遣（日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止
- ・グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

## 第2節 労働者派遣事業の許可等の欠格事由の整備

### テーマ 2

一般労働者派遣事業の許可および特定労働者派遣事業の開始の欠格事由の追加

#### 人事労務部の疑問

一般労働者派遣事業の許可および特定労働者派遣事業の開始の欠格事由が大幅に追加されたそうですが、どのような事由が追加されたのでしょうか。

#### 回答

一般労働者派遣事業の許可および特定労働者派遣事業の開始の欠格事由として、おおむね、下記の者が追加されました（改正法6条4号ないし8号、11号、12号、10条5項、14条関連）。

- ① 一般労働者派遣事業の許可を取り消された者または特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合において、当該取消し等の原因となった事項があった当時現に当該法人の役員であった者で、当該取消し等の日から5年を経過しないもの（改正法6条4号、5号）
- ② 一般労働者派遣事業の許可の取消しまたは特定労働者派遣事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法の規定による聴聞の通知があった日から当該処分をする日または処分をしないことを決定する日までの間に一般労働者派遣事業または特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの（改正法6条6号）
- ③ 廃止届出者が法人である場合において、②の通知の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該届出の日から起算して5

年を経過しないもの（改正法6条7号）

- ④ 暴力団員等（改正法6条8号）
- ⑤ 暴力団員等がその事業活動を支配する者（改正法6条11号）
- ⑥ 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれのある者（改正法6条12号）

## 解説

### 1 一般労働者派遣事業の許可および特定労働者派遣事業の開始の欠格事由の追加

#### (1) 改正点

後述（2）の改正経緯を踏まえて、悪質な派遣元事業主と反社会的勢力の排除を目指して、次に掲げる者が、一般労働者派遣事業の許可および特定労働者派遣事業の開始の欠格事由として追加されました（改正法6条4号ないし8号、11号、12号、10条5項、14条関連）。

- ① 一般労働者派遣事業の許可を取り消された者または特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（欠格事由に該当したことによる取消し等の場合については、当該法人が6条1号または2号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る）において、当該取消し等の原因となった事項があった当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、名称を問わず、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。③において同じ）であった者で、当該取消し等の日から5年を経過しないもの（改正法6条4号、5号）
- ② 一般労働者派遣事業の許可の取消しまたは特定労働者派遣事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法の規定による聴聞の通知があった日から当該処分をする日または処分をしないことを決定する日までの間に一般労働者派遣事業または特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。③において、「廃止届

出者」という)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの(改正法6条6号)

- ③ 廃止届出者が法人である場合において、②の通知の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの(改正法6条7号)
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律2条6号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、「暴力団員等」という)(改正法6条8号)
- ⑤ 暴力団員等がその事業活動を支配する者(改正法6条11号)
- ⑥ 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれのある者(改正法6条12号)

## (2) 改正経緯

20研究会報告の中で、「悪質な派遣元事業主が、処分を逃れることのないようにしておくべきである。処分を逃れ、また、再度類似の体制で事業を行うために、許可の取消しの手続きが開始された後に事業の廃止届を提出し、取消しを逃れて再度許可をとることや、許可を取り消された法人の役員が別の法人を立ち上げて許可をとることが考えられる。現行制度においては、これらは欠格事由とはされていないが、他法では規定している例もみられることから、こうしたことも適切に排除できるように欠格事由に関する規定を整備することが適当である。」の指摘を受けたため20年法案の基礎となった、20部会報告の「6 法令違反等に対処するための仕組みの強化について」の「(3) 労働者派遣事業の許可要件・欠格事由」で盛り込まれた「許可取消しの手続きが開始された後に事業の廃止届を提出し、取消しを逃れて再度許可をとることや、許可を取り消された法人等の役員が別の法人を設立して許可をとること等により、派遣元事業主が処分を逃れることのないよう、欠格事由に関する規定を整備することが適当である」との提言を踏まえた改正です。

## (3) 留意点

これにより、「処分を逃れ、また、再度類似の体制で事業を行うために、許可の取消しの手続きが開始された後に事業の廃止届を提出し、取消しを逃